一　保安林の所在場所　北海道爾志郡乙部町字滝瀬八八地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二三八・二三九（以上二筆国有林）
二　指定の目的　風害の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市伊香保町湯中子字前野一一一の五、伊香保町伊香保字甲ノ硯石五〇八の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町入山字三ツ谷一一〇七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　群馬県桐生市川内町四丁目字高谷戸入四七一、四七二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山四五四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字北入五五九（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原字鬼の泉水一四七八の一・一四七九の一・一四七九の四・一四八〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び嬬恋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字山田字手古沢一の三、二の五、七の一、八の五、九の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県藤岡市坂原字梁瀬一四五二の一六・一四五七の六（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県岩手郡雫石町南畑（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び雫石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字市野々原一〇八の一三（次の図に示す部分に限る。）、一〇八の四二三
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年八月六日

農林水産大臣　石破　茂

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字市野々原一〇八の五四・一〇八の三二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）